

# 函南町いじめ防止等のための基本的な方針

平成 26 年 6 月

函南町教育委員会

(改定 平成 30 年 5 月)

## — はじめに —

### ～社会総がかりによるいじめ問題対策について～

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行され、国はこれに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

これらを受け静岡県では、平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成28年12月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて、社会総がかりで取り組んできました。このたび、「いじめの防止等のための基本的な方針」を国が平成29年3月14日に改定したことを受け、関係諸機関との連携のもと、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定しました。

県の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめられています。

函南町の基本的な方針についても、県の基本的な方針に準ずる形で平成26年6月に「函南町いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、平成30年5月に改定しました。

各学校においては、改定した本町の基本的な方針や「いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、より実効性のある学校いじめ防止基本方針を策定していただくようお願いいたします。

平成30年5月  
函南町教育委員会

## 目次

はじめに

### 第1 いじめの現状と基本理念

- 1 いじめの現状…………… 1
- 2 基本理念…………… 1

### 第2 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義…………… 2
- 2 いじめの理解…………… 3
- 3 基本的な考え方…………… 3
  - (1) いじめの未然防止…………… 4
  - (2) いじめの早期発見・早期対応…………… 5
  - (3) 関係機関等との連携…………… 6

### 第3 いじめの防止等のための対策

- 1 町・町教育委員会実施すること…………… 7
  - (1) 基本方針の策定…………… 7
  - (2) 組織の設置…………… 7
  - (3) いじめの防止等のための対策…………… 8
- 2 学校が実施すべきこと…………… 10
  - (1) 基本方針の策定…………… 10
  - (2) 組織の設置…………… 10
  - (3) いじめの防止等のための対策…………… 11
- 3 重大事態への対処…………… 14
  - (1) 学校の設置者又は学校による対処…………… 14

## 第1 いじめの現状と基本理念

### 1 いじめの現状

いじめの認知件数は、年々増加しており、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、平成28年度の県内の学校におけるいじめ認知件数は7,861件で、平成27年度よりも2,200件余り増加しており、児童生徒1,000人あたりの認知件数は19.3件となっています。

また、全国では、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況です。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

### 2 基本理念

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆ 子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆ 子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆ 県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

## 第2 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」

これは、子ども、保護者、教職員だけでなく、地域住民などすべての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

### 1 いじめの定義

いじめとは、

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

をいいます。（※児童等とは、児童生徒のことです。）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。

特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめを受けた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることがわかります。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子ども、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

## 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめを受けた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や学校などの様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人への理解も深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、子ども一人一人が自分と他人を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

そのためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分と他人を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭、地域、学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

### ○早期発見 ーいじめはどの子どもにも起こりうるー

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、定期的なアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。

### ○早期対応 ーいじめを受けた子どもの立場に立って組織的にー

いじめが発見された場合には、いじめを受けた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、組織的な対応することが重要です。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要になります。

(3) 関係機関等との連携 ― 専門家とつながる ―

いじめの問題に家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- 警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- 県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

### 第3 いじめの防止等のための対策

#### 1 町・町教育委員会が実施すること

町・町教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な指導や支援を行います。

##### (1) 基本方針の策定

町・町教育委員会は、「函南町いじめの防止等のための基本的な方針」を策定します。策定した本町の基本的な方針については、適宜見直しを行うなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な措置を講じます。また、設置する学校におけるいじめ防止基本方針については、策定状況を確認します。

##### (2) 組織の設置

###### ア 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会

町・町教育委員会は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会を設置します。

・学校、町教育委員会、児童相談所、地方法務局、保護司、警察その他の関係者で構成します。

・連絡協議会での取組が、学校におけるいじめの防止等にも活用されるよう、町教育委員会と連携します。

###### イ 函南町いじめ問題対策専門委員会

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として函南町いじめ問題対策専門委員会を設置します。

・委員会は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士及び教育委員会が適当と認める者で構成します。

・教育委員会からの諮問に応じ、いじめに関する事案、重大事態に関する調査等を第三者的立場で行います。

###### ウ 函南町いじめ問題調査委員会

町長は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行う必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき函南町いじめ問題調査委員会を設置します。

・委員会は、学識経験者、弁護士、精神科医、心理・福祉に係る専門的知識及び経験を有する者及び町長が必要と認める者で構成します。

・町長が、重大事態に係る対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときに、函南町いじめ問題対策専門委員会が重大事態に関し行った調査結果について調査を行います。

### (3) いじめの防止等のための対策

町教育委員会は次の取組をします。

#### ア いじめの未然防止

##### (ア) 教職員の資質向上、教職員の配置、外部人材への協力依頼

- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した研修を推進するなど、教職員の資質向上に取り組めます。
- ・生徒指導に係る体制の充実のため、教諭や養護教諭、支援員等の配置の工夫に努めます。
- ・必要がある場合、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、教育相談に応じる者や、教員経験者、警察官経験者などの外部人材に協力を求めます。

##### (イ) いじめ対策の調査協力及び情報提供

- ・いじめ防止対策の状況を把握し、組織的な取組に向けた支援をします。
- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制度、相談窓口等について、必要な情報提供を行います。
- ・保護者が責任を持って子どものしつけや指導を行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、幼児期から家庭を支援します。
- ・子どもが自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対し支援します。

##### (ウ) 学校運営の改善への支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

#### イ いじめの早期発見・早期対応

##### (ア) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

また、インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施など、学校に対する支援を推進します。

##### (イ) いじめの報告を受けた際の措置

町内の学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて、学校に対する支援や指示又は自ら必要な調査を行います。

##### (ウ) 出席停止制度の適切な運用

町教育委員会が権限を有する出席停止制度について適切な運用を図る

ことができるよう、必要に応じて指導・助言又は援助を行います。

ウ 関係機関等との連携

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会を通じて、警察、児童相談所等の関係機関、家庭、地域、学校等との連携を強化します。

## 2 学校が実施すべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、町教育委員会との適切な連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められます。

### (1) 基本方針の策定

学校は、国及び町のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にし、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めることで、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつなげます。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、子どもや保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につなげていきます。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすることに努めます。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、例えば、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する必要があります。

### (2) 組織の設置

学校は、組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組む中核となる常設の組織を置きます。

- 構成員は、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主任・主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動顧問及び学校医などが想定されます。必要に応じて、関係の深い教職員を追加します。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家に協力を求めます。
- 教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を全教職員が経験できるような組織構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効です。

- ・情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う必要があります。また、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担うことが求められます。その際、既存の組織を活用することも可能です。
- ・子ども及び保護者に対して、組織の活動を認識させる必要があります。
- ・いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知する必要があります。

### (3) いじめの防止等のための対策

#### ア いじめの未然防止

##### (7) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ることが必要です。

##### (イ) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。

##### (ウ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発することが必要です。

##### (エ) 配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子ども及び東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子どもなどが考えられます。

##### (オ) 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。

(カ) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく必要があります。

(イ) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、学校いじめ対策組織のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う必要があります。

(ウ) 相談体制の整備

- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められます。
- ・いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る必要があります。

(エ) 学校のいじめに対する措置

- いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われるときは、教職員は速やかに、学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげなければなりません。また、いじめが確認された場合には、設置者に報告することが必要です。
- いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う必要があります。
- 必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする必要があります。

d いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとることが求められます。

e いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

f いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要があります。

#### (オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

#### ウ 関係機関等との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応することが必要です。また、学校が常設する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める必要があります。

### 3 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処します。

#### (1) 町教育委員会又は学校による対処

##### ア 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

(ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

(ウ) 子どもや保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

##### イ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は町教育委員会に報告し、町教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。

調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、子どもや教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などが考えられます。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聞き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

##### ウ 情報の提供

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。なお、これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

## エ 町教育委員会の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、教育委員会は必要な指導及び支援を行います。また、学校は、調査結果を速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会は町長へ報告します。

町教育委員会が調査の主体となる場合には、町教育委員会の附属機関である函南町いじめ問題対策専門委員会が調査を実施します。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。

## オ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

## (2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### ア 再調査

町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査について再調査を行うことができます。

### イ 再調査を行う機関の設置

再調査を行う場合には、町長の附属機関である函南町いじめ問題調査委員会が調査を実施します。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者を任命し、当該調査の公平性・中立性の確保について配慮します。

### ウ 再調査の結果を踏まえた措置等

(ア) 被害児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明します。なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(イ) 町長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

(ウ) 町長は再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を町議会に報告します。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

## 参考資料等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
- ・静岡県いじめ対応マニュアル（平成25年静岡県・町町教育委員会代表者会発行）
- ・生徒指導提要（平成22年文部科学省発行）
- ・生徒指導リーフシリーズ（平成24年、25年国立教育政策研究所発行）
- ・生徒指導リーフ 増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q & A Leaves.1（平成25年国立教育政策研究所発行）
- ・生徒指導支援資料（平成21年、22年、23年、25年国立教育政策研究所発行）
- ・人間関係づくりプログラム（平成20年静岡県「人間関係づくりプログラム」作成委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 指導の在り方と人権学習（平成23年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 様々な人権問題と人権学習（平成24年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県人権教育の手引き 子どもたちの笑顔のために一人権が尊重される学校づくりを目指してー（平成25年静岡県教育委員会発行）
- ・静岡県のケータイ・スマホルール（平成25年静岡県教育委員会発行）
- ・地域の青少年声掛け運動のしおり（平成24年静岡県発行）
- ・静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月）
- ・人間関係づくりプログラム改訂版（平成27年3月静岡県「人間関係づくりプログラム」改編委員会発行）
- ・静岡県子どもいじめ防止条例（平成28年12月条例第55号）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）
- ・静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成30年3月改定）
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告（平成30年3月総務省）